

令和2年度大津市インフルエンザ予防接種 費用助成の手続きについて

大津市では、インフルエンザの接種率向上をはかることにより新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐことを目的に、生後6ヵ月から中学3年生のお子さん及び妊娠されている方を対象にインフルエンザ予防接種の費用助成をいたします。市内の代理受領協力医療機関にて接種された場合は、委任状の提出により窓口にて助成額を差し引いた金額をお支払いいただくことが出来ますが、それ以外の医療機関（市外など）で接種された場合は、以下のような手続きで助成額の請求を行うことが出来ます。

費用の請求については、令和3年4月15日までに行ってください。

【助成対象者】

- ① 生後6ヵ月から中学3年生までの大津市民（平成17年4月2日～接種日当日に生後6ヵ月の者）
- ② 妊婦（接種日当日に母子手帳の交付を受けている大津市民）

【助成回数】

- 13歳未満・・・2回
- 13歳以上の中学生及び妊婦・・・1回

【手続きの手順】

接種を受ける

- ① 医療機関でインフルエンザの予防接種を受ける。
- ② 接種料金を支払う。（領収書を保管してください。）
- ③ 接種の証明（接種済証など）をもらう。

※接種日が令和2年10月1日から令和3年3月31日の間のものが助成対象

費用の請求

大津市保健所保健予防課に下記書類を提出する。

- ・ 大津市インフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書（兼請求書）
- ・ 予防接種時の領収書
- ・ インフルエンザ予防接種の記録が記載されているもの（接種済証や母子健康手帳の写し等）
- ・ 妊娠されている方は母子健康手帳の写し（交付日、氏名が記載されているページ）
- ・ 振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

※請求の上限額は、1回あたり2,000円（支払額が2,000円未満の場合は支払額を上限とする）。

振込

- ・請求後約1～2か月後に、助成金の振込み（銀行振込）をします。
- ・指定の口座への振込をもって、助成金の交付決定通知に代えます。

【注意】

申請者名・口座名義人は同一名でお願いします。

郵送での手続きも可能ですが、請求書類は令和3年4月15日必着とします。

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号

大津市保健所保健予防課

TEL：077-526-6306

FAX：077-525-6161